令和４年度　小田原市観光戦略ビジョン策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

１　業務概要

(1) 業務名

令和４年度　小田原市観光戦略ビジョン策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、小田原市の観光施策の指針としての役割を担っている小田原市観光戦略ビジョン（平成28年３月策定）の計画期間が令和４年度で満了するため、本市の観光を取り巻く環境の変化や課題等を踏まえ、現行プランを改定するものである。

本業務では、本市の有する観光資源の魅力や課題を抽出したうえで、本市における観光のテーマ、今後の方向性、目指すべき将来像を定めるとともに、市民・事業者・関係機関・行政など、それぞれが担う役割等を明確にするため、観光分野における具体的戦略として小田原市観光戦略ビジョンを策定することを目的とする。

本業務の詳細は、「令和４年度　小田原市観光戦略ビジョン策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和５年（2023年）２月28日まで

２　見積限度額

5,250,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

３　実施形式

公募型プロポーザル方式

４　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加申込を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

(1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第５条の規定に該当する者であること。

(2) 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(3) 営業種目「調査業務委託」において、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。

(4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) プロポーザル審査委員会の委員が、経営又は運営に関与していない者であること。

(6) 平成29年度から令和３年度までの間において、１回以上本業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務を元請として受注し、履行した実績を有する者。

５　募集内容（参加申込）

(1) 提出期限

令和４年５月13日（金）午後５時まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時30分から午後５時まで

(2) 提出先

小田原市役所経済部観光課（小田原市役所４階）

〒250-8555　小田原市荻窪300番地

電話：0465-33-1521　　FAX：0465-33-1286

E-mail：kanko@city.odawara.kanagawa.jp

(3) 提出書類

ア　参加申込書兼誓約書（様式第１号）

イ　会社概要（任意様式）

ウ　業務実績調書（様式第２号）

(4) 提出部数

原本１部、コピー１部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。）により提出すること。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加申込書等により、上記４「参加資格」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書（様式第３号）により令和４年５月19日（木）以降、通知する。

６　選定方法

　　公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀提案者を本業務の委託事業者の優先交渉権者に選定するものとする。

審査は、下記11「審査項目及び評価基準」に基づき、小田原市観光戦略ビジョン策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員及び審査委員会事務局が客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

７　説明会

説明会は開催しない。

８　質問及び回答

(1) 質問

ア　質問方法

提出期間内に、質問書（様式第４号）を電子メールにより提出すること。（電子メールの着信を確認すること。）なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

イ　質問の受付期間

令和４年５月20日（金）から令和４年５月26日（木）午後５時まで

ウ　提出先

上記５(2)と同じ

(2) 回答

ア　回答方法

小田原市ホームページにて公開

イ　回答期限

令和４年５月31日（火）午後５時までに公開

９　企画提案書

(1) 提出期限

令和４年６月14日（火）午後５時まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時30分から午後５時まで

(2) 提出先

上記５(2)と同じ

(3) 提出書類

ア　企画提案書提出届（様式第５号）

イ　企画提案書（任意様式）

ウ　参考見積書（任意様式）

エ　業務実施予定体制（様式第６号）

(4) 企画提案書及び参考見積書作成要領

ア　企画提案書は原則としてＡ４版両面使用で作成すること。

イ　下記11「審査項目及び評価基準」及び仕様書に沿って企画提案を作成すること。

ウ　企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

エ　仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が小田原市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。

オ　提出物は様式順に編冊のうえ提出すること。また、様式の番号に対応したインデックスラベル等を付すこと。

カ　参考見積書の宛先は小田原市長、業務名は「令和４年度　小田原市観光戦略ビジョン策定業務」とし、提案者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

キ　参考見積書は、当該業務に必要な全ての経費を見積ること。また、その積算内訳を業務別に記載した内訳（様式任意）を添付すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(6) 提出部数

11部（記名版３部（正本１部、副本２部）、無記名版８部）

※　記名版は、表紙、企画提案書及び参考見積書に提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたものとする。

※　正本は代表者印が必要。副本は複写で可とする。

※　無記名版は、内容は記名版と同じとするが、表紙、企画提案書及び参考見積書を含めて、提案者を特定できる情報を入れないこと。

(7) 企画提案の留意事項

ア　提案として求めるもの

(ｱ)基本的な考え方

小田原市観光戦略ビジョンにおける基本的な考え方を記載すること。

(ｲ)課題の洗い出し

本市の有する観光資源の魅力及び課題を記載すること。

(ｳ)創意工夫に対する考え方

上記の課題に対する解決方法等、創意工夫を凝らす事項を目的、効果、メリット等の根拠とあわせて提案すること。

(ｴ)独自の提案

本業務の効果を向上させる独自の企画を提案しその内容を記載するとともに、独自の提案事項の実施に要する費用についても、見積金額内訳に反映させること。

イ　特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければならない。

ウ　著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、小田原市が必要と認める場合には、小田原市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用ができるものとする。

エ　参考見積書が見積限度額を超過した場合は失格とする。

オ　積算にあたっては、消費税及び地方消費税は別途計上すること。

10　参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、企画提案評価までに参加辞退届（様式第７号）を上記５(2)に持参又は郵送にて提出すること。

11　審査項目及び評価基準

　(1) 一次審査（書類審査）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 審査項目 | 評価基準 | 配点 |
| 業務遂行能力 | 履行実績 | 国又は地方公共団体等が発注した類似業務の計画策定に関する実績が十分であるか。 | 5 |
| 見積  金額 | 見積金額 | 提案内容によって想定される経費が適切に算定されているか。 | 10 |
| 合計 | | | 15 |

　(2) 二次審査（企画提案評価）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 審査項目 | 評価基準 | 配点 |
| 業務遂行能力 | 実施スケジュール | 作業スケジュールに無理が無く実現性が高いか。 | 10 |
| 実施体制 | 業務を適正に履行できる実施体制が具体的に提案されているか。 | 5 |
| 業務の適正な履行に必要な人員が配置されているか。 | 5 |
| 業務の適正な履行に必要な知識、経験、能力、実績を有した担当者が配置されているか。 | 5 |
| 企画提案内容 | 業務の実施内容 | 市の観光資源を十分に理解し、業務の目的を達成することが期待できるか。 | 15 |
| データ収集及び分析方法 | 過去の経験を活かした現状分析や課題の洗い出しが具体的に提案されているか。 | 15 |
| 提案能力・企画力 | 分析手法に基づき、策定目的の達成に向けた効果的な内容を提案しているか。 | 15 |
| 取組  姿勢 | 取組意欲 | 分かりやすく熱意あるプレゼンテーションとなっていたか。 | 5 |
| 信頼性 | 質疑応答への対応は的確であったか。 | 5 |
| 地域貢献 | 市内事業者の活用見込みがあるか。 | 5 |
| 合計 | | | 85 |

12　審査方法

　　審査委員会の事務局（観光課）による一次審査（書類審査）、審査委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。参加事業者が１者の場合も審査を行う。

　(1) 書類審査

　　　過去の実績及び見積額について、審査委員会の事務局が上記11「審査項目及び評価基準(1)一次審査」に基づいて評価する。

(2) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査委員会が上記11「審査項目及び評価基準(2)二次審査」に基づいて評価する。一次審査及び二次審査の評価を合算し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

なお、最高評価の者が複数となった場合は、審査委員会の合議により順位を決定し、本業務の優先交渉権者として選定する。

(3) 当日の企画提案は、企画提案説明に20分、質疑応答に10分とする。

(4) 準備及び片付けは、それぞれ５分以内で行うものとする。

(5) ノートパソコン又はタブレットの使用を可能とするが、企画提案書のポイントをまとめたり、その成果やイメージを伝えたりする場合に使うものとし、企画提案書にない提案を新たに盛り込み、説明することは認めない。

なお、プロジェクタ、スクリーン及びＨＤＭＩケーブルは市で用意する。パソコ

ンは参加事業者で用意すること。接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

(6) 辞退者が出た場合は、提案内容等が優先交渉権者として選定するに足りるものであれば、次点の者を優先交渉権者として選定する。さらにその者が辞退した場合には事務局で協議を行い、優先交渉権者を選定する。

(7) 参加者が１者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として選定する。

(8) 上記11「審査項目及び評価基準」により評価し、審査員数×100点を満点とする。なお、合計点数が満点の60％に満たない場合は失格とする。

(9) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を選定しない。

13　審査結果

審査結果の通知は、優先交渉権者名と次点交渉権者名のみを企画提案書の審査を行った全ての事業者に対して、令和４年（2022年）６月下旬に文書（様式第８号）で通知する。

14　日程

|  |  |
| --- | --- |
| ①公告・募集要領、仕様書等の提示 | 令和４年４月21日 (木) |
| ②プロポーザル参加申込書の提出期限 | 令和４年５月13日（金）午後５時まで |
| ③プロポーザル参加資格確認通知送付 | 令和４年５月19日（木） |
| ④質問受付期間 | 令和４年５月20日（金）から  令和４年５月26日（木）午後５時まで |
| ⑤質問回答 | 令和４年５月31日（火）午後５時までに公開 |
| ⑥企画提案書提出期限 | 令和４年６月14日（火）午後５時まで |
| ⑦企画提案評価（プレゼンテーション） | 令和４年６月23日（木）（予定） |
| ⑧結果通知 | 令和４年６月28日（火）（予定）　※ |
| ⑨契約締結 | 令和４年７月６日（水）（予定） |
| ⑩業務開始 | 令和４年７月６日（水）（予定） |

* 優先交渉権者として選定されなかった参加者がその理由についての説明を求めることができる期間は、上記⑧から令和４年（2022年）６月30日（木）までとする。

15　提出書類の取扱い

(1) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。

(2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、小田原市が必要と認める場合には、小田原市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

16　契約締結事務

プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、小田原市との協議に基づいて実施するので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定である。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が優先交渉権者となったときも同様とする。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(3) 契約保証金について

契約保証金の納付は免除する。

17　情報公開

(1) 小田原市は提出された企画提案書等について、小田原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

(2) 次に掲げる事項について、小田原市役所ホームページ等において公表する。

ア　業務名

イ　契約期間

ウ　選定した優先交渉権者の名称

エ　契約金額

オ　選定の経緯及び結果

18　費用負担

参加申込書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を小田原市に請求することはできない。

19　失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合

(5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

(6) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

20　問い合わせ先

小田原市役所経済部観光課 担当：内山

〒250-8555　神奈川県小田原市荻窪300番地

TEL：0465-33-1521　FAX：0465-33-1286

E-mail：kanko@city.odawara.kanagawa.jp

21　その他

(1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(2) 審査委員会の委員が関係する事業者は参加できない。

(3) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの小田原市の了承を得なければならない。